

平成21年度朝倉市予算編成方針

【国及び地方財政の状況】

我が国の経済は、「経済財政改革の基本方針2008」において、国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築することになる。このため、財政健全化に向け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることにより、まずは2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させ、さらに、2010年代半ばにかけては、債務残高GDP比を安定的に引き下げるなど、「進路と戦略」に定められた中期的な財政健全化の目標を確実に達成することが明記されている。

このことから、「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で示された5年間の歳出改革の3年目に当たり、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していき、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うことになる。特に重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、政策の棚卸し等を徹底し、歳出の削減を通じて対応することになる。また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制するとしている。具体的には、年金・医療の自然増(8,700億円)に対し、制度・施策の見直しによる削減・合理化(△2,200億円)を図り、6,500億円程度の増、公共事業関係費は、前年度予算額から3%減、成長力の強化、低炭素社会の構築、安心できる社会保障、質の高い国民生活の構築など重点課題のうち、緊急性や政策効果が特に高い事業に対し重点配分される「重要課題推進枠」(3,300億円程度)を新設、財政健全化と重要課題への対応の両立が図られるため、昨年にも増した厳しい歳出の見直しが進められる見込みである。

地方財政は、「道路特定財源等に関する基本方針」に基づき、平成21年度から一般財源化されることを含め、「経済財政改革の基本方針2008」により、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に配分されることから、地方交付税の動向によっては、地方への影響が懸念される状況である。

一方、少子・高齢化の進展等を背景に社会保障関係費などの財政需要が増大し、さらに、数次の景気対策による公共事業の追加により、借入金残高は依然高水準にあり、今後その元利償還が財政を圧迫する要因となるなど、構造的に見て極めて厳しい状況にある。

これまでも、行財政改革に取り組んできたが、「経済財政改革の基本方針2008」での国の取り組みと歩調を合わせて、住民の視点に立った削減に取り組むことになるが、依然として、地方税収等独自財源に乏しい地方公共団体は、さらに、歳出規模を抑制し、自助努力が求められ、引き続き厳しい財政運営となる予想ができるところである。

【朝倉市の財政状況】

平成19年度の普通会計決算確定により、財政状況を分析してみると、実質収支で黒字を確保できているものの、財政調整基金の取り崩しを1億円実施した結果であり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.3%、昨年度と同率であり、実質公債費比率は前年度から0.3%の増の13.6%となっており、財政の一層の硬直化が懸念される。この硬直化の要因は、税源移譲等により経常一般財源が増加しているにもかかわらず、義務的経費である扶助費、繰出金、一

部事務組合への負担金が増大していることによるものである。

なお、平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、平成20年度決算から自治体の健全化を示す指標の比率を公表することが義務付けられ、決算を普通会計だけでなく、特別会計、土地開発公社や第3セクターを含む潜在的なリスクも把握した上で、中長期的な財政運営の健全化を図ることになり、財政状況の説明責任と行政改革への取組状況の情報開示や対応が一層重要となる。

朝倉市の方向性は、第1次朝倉市総合計画(基本構想・基本計画)及び実施計画により、財政計画との整合性を図りながら、施策を計画的・効果的に推進していくことになる。そのため、平成21年度が最終年となる「朝倉市行政経営改革プラン」の着実な取り組みが期待されることとなる。

今後の見通しは、歳入の根幹である市税・交付税については、景気の回復に期待するところであるが、平成20年9月内閣府が発表した月例経済報告では、企業収益の減少、雇用情勢の厳しさを考慮して、「景気は、このところ弱含んでいる」と判断されているが、さらに「減少している」に下方修正も予測されることから、財政状況は、引き続き厳しいことが予想される。

現在の状況は、合併効果として人件費の削減効果が生じているにすぎないが、合併後3年目であることから、未調整項目の早急な取り組みにより公平性や効率化を図ることが迫られている。行政運営では、さらなる事務事業の効率化・合理化と併せ、行財政改革が課題となっておりと同時に、改革がなければ赤字決算を覚悟しなければならない状況と言える。

他方、合併特例債事業の実現への取り組みと併せ、旧市町継続、懸案事業の計画的取り組みと推進、下水道事業推進による特別会計への繰出金、社会福祉経費に多額の財政需要が見込まれるとともに、道路等生活基盤整備、商工・農林業施策、環境施策、教育環境の充実等多様化した行政需要に的確に対応していく必要がある。

- ①計画行政の一層の推進
- ②不要不急の事務事業の廃止と縮小
- ③経常経費(一般行政経費)の節減、合理化の徹底
- ④事業の厳選並びに優先順位の整理
- ⑤財源の重点的・効率的配分
- ⑥国・県資金等の精査と積極的導入
- ⑦行財政改革の推進

上記項目を念頭に、創意と工夫による効率的な財政運営を図りながら、行政需要に即応できる財政の対応力を保持し、市全般の均衡ある発展と市民福祉の向上に努めていかなければならない。

各所属長は、全般的な行政運営の責任者としての自覚を持ち、これらの諸情勢、市行政の現状を充分認識し、単に慣習・慣例による予算要求をすることなく、上記の①～⑦を基本理念として、課内会議及び部内会議等による総合的な調整を図り、別紙事項に留意のうえ、平成21年度の予算編成に取り組むこととする。

【平成21年度の重点施策】

平成21年度の予算編成にあたっては、平成20年3月に策定した「第1次朝倉市総合計画」及びそれに基づく実施計画に基づいて臨むこととする。今回策定された総合計画は、合併時に

策定された「新市建設計画」を引き継いでいるため、平成20年度からの継続事業が優先となるが、次の事項を本市の重点項目として予算編成を行うこととする。

また、一般財源が歳出の伸びに追いつかないことが予想されるため、各自が今まで以上に創意工夫を凝らし、最小の経費で最大の効果を得られるよう、手段・手法を徹底的に比較検討し、事業計画を策定することとする。

なお、平成21年度からの新規事業については、既に要望を取りまとめヒアリングを行っているので、その手続きがなされていないものについては、要求できないこととする。

- (1) 心豊かに、人が輝くまちづくり
 - ・安全に学べる学校施設の整備
 - ・男女共同参画の推進

- (2) 人と人が助け合い、安心をもたらすまちづくり
 - ・子育て支援の充実
 - ・健康づくりの増進と予防医療の増進
 - ・コミュニティ組織の充実

- (3) 豊かな地域資源を活かした産業活動を展開するまちづくり
 - ・地産地消の推進
 - ・農業の担い手の育成
 - ・魅力ある観光地づくりの推進
 - ・良好な森林環境の保全
 - ・秋月、三連水車、原鶴温泉を結ぶ観光路線の整備

- (4) 自然と共生する循環型社会を築くまちづくり
 - ・小石原川ダム建設の推進及びダム周辺地域の振興
 - ・し尿及び生活雑排水の適正処理の推進

- (5) 新しいふるさととして定住をうながすまちづくり
 - ・公共交通機関の再構築
 - ・上下水道の整備の推進
 - ・防災無線を利用した防災体制の充実
 - ・都市計画道路の整備
 - ・新市の中心地である甘木町の都市基盤整備

- (6) 持続的な行財政運営によるまちづくり
 - ・行政経営改革プランの実践
 - ・住民の要望に適応する行政組織・機構の構築
 - ・職員の資質向上及び人事評価制度の確立